

ＣＰＴＰＰの税率適用に係る  
N A C C Sへの原産地コード及び原産地証明書識別入力方法

令和7年6月更新

# 1. CPTPP発効に伴う原産地証明書識別コードの追加について（※R7年6月下線部更新）

- ・CPTPPでは、一部の品目について、相手国によって異なる税率を譲許している（国別譲許）。
- ・CPTPP税率（国別譲許有り、国別譲許無し）を適用するため、原産地証明書識別の先頭2桁：原産地（申告）種別に新たなコードを追加する。
- ・CPTPPで使用する原産地証明書識別の組合せは、下表赤字の組合せとなる。

## 原産地証明書識別の体系

原産地証明書識別（4桁） = 原産地（申告）種別（2桁） + 原産地証明者等区分（1桁） + 貨物の種類（1桁）

原産地（申告）種別		原産地証明者等区分		貨物の種類	
WK	国定・WTO協定	T	輸出国当局が発給した原産地証明書（第三者証明）	W T 国 定 協 定	G 協定用原産地証明書の提出がある貨物
TP	CPTPP	A	認定輸出者による自己証明（原産地申告）	R 貨物、インボイス等により原産地が確認できる貨物	
1A	CPTPP税率差（メキシコ）	P	製造者による原産品申告書		⋮ ⋮
1B	CPTPP税率差（ニュージーランド）	Q	製造者による原産品申告書（原産性に関する情報が提供できない場合）	1 EPA関税割当品目で、EPA関割証明書及び原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出があるもの【EPA関割証明書及びCO等を提出】	
1C	CPTPP税率差（カナダ）	E	輸出者による原産品申告書	2 EPA関税割当品目でEPA関割証明書があり、少額扱い貨物【EPA関割証明書提出、CO等提出なし】	
1D	CPTPP税率差（オーストラリア）	F	輸出者による原産品申告書（原産性に関する情報が提供できない場合）	3 EPA関税割当品目で、税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【EPA関割証明書提出、CO等提出なし】	
1E	CPTPP税率差（ベトナム）	I	輸入者による原産品申告書	4 EPAに基づく原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出がある貨物【CO等を提出】	
1F	CPTPP税率差（ペルー）	O	原産地証明書等の提出が不要な場合	5 少額扱い貨物【CO等提出なし】	
1G	CPTPP税率差（マレーシア）	※「O（オー）」以外は、提出猶予申請を行う場合を含む		6 税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【CO等提出なし】	
1H	CPTPP税率差（チリ）	※CPTPP附属書3-Aの通報国（2024.12時点 ベトナム、マレーシア、ブルネイ）から原産地証明書を用いて輸入申告をする場合は、区分「E」を選択する		7 EPAに基づく原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出猶予申請を行う貨物	
1*	税率差が生じる国が増えるごとに追加する	※区分「Q」及び「F」は、2025年6月9日から利用可能			
⋮	⋮				
1S	CPTPP品目別セーフガード（シンガポール）				
1U	CPTPP品目別セーフガード（英国）				

## CPTPPの概要

※ 2018年12月30日に発効。締約国はメキシコ、日本、シンガポール、NZ、カナダ、豪州、ベトナム、ペルー、マレーシア、チリ、ブルネイ及び英国の12か国。

※ 国別譲許の対象品目は、64品目（乳製品、小麦、木材等）のみであり、それ以外の品目では原産地（申告）種別に「TP」を使用する。また、シンガポール、ブルネイ及び英国に対しては、国別譲許品目は存在せず、「TP」のみ使用することとなる（SG発動時を除く。）。

## 2. 輸入申告時の入力 ((1) 通常のCPTPP税率(国別譲許無し・税率差無し)を適用する場合)

通常のCPTPP税率を適用する場合は、「原産地\*」及び「原産地証明書識別」に以下のとおり入力する。

原産地\* : 貿易統計の原産地コード

原産地証明書識別 : CPTPP用コード「TP」+○○ ※下2桁は前記1. を参照のこと。以降同様。

### 【入力例】

<事項登録結果>

I D A 輸入申告入力控	
<01 欄> 統合先欄 <input type="checkbox"/>	
品名	SWEET CORN, FRESH OR CHILLED
税表番号	0709.99-1
申告価格 (C I F)	¥1,000,000
関税率	M <input type="text" value="4.5%"/>
関税額	¥45,000
通常のCPTPP税率が適用される。	
品目番号	0709.99-100 <input type="checkbox"/> 4
数量 (1)	500 <input type="checkbox"/> KG
数量 (2)	
課税標準数量	
原産地*	VN - VIETNAM - TPE4

「原産地\*」欄に貿易統計の原産地コード、  
原産地証明書識別に「TP○○」を入力する。

※ MFN税率で譲許している場合：適用すべき税率に対応する原産地証明書識別(WKORなど)を使用する。

スライド9参照。

※ 入力例中の品番、税率等は仮のものである。

## 2. 輸入申告時の入力 ((2) 国別のCPTPP税率(国別譲許有り・税率差有り)を適用する場合)

国別のCPTPP税率を適用する場合は、「原産地\*」及び「原産地証明書識別」に以下のとおり入力する。

原産地\* : 貿易統計の原産地コード

原産地証明書識別 : CPTPP税率差用コード「1A」「1B」など+○○

### 【入力例】

CPTPP発効6年後に、マレーシア原産となるエステル化でん粉（3505項：関税6.8%）が、CPTPPにおける税率適用国決定ルールに従い、オーストラリア（国別）のCPTPP税率（3505項：関税FREE）の適用が認められる場合。

※ 入力例の品目番号とオーストラリアのCPTPP税率差用コード「1D」が、申告可能な組み合わせとしてシステムに登録されている。

### ＜事項登録結果＞

IDA 輸入申告入力控	
<01 欄> 統合先欄 <input type="checkbox"/>	
品名	ESTERIFIED STARCH, STARCH DERIVATIVES
税表番号	3505.10-1
申告価格 (CIF)	¥1,000,000
関税率	<input type="radio"/> M <input checked="" type="radio"/> FREE
関税額	¥0
品目番号	350510100
数量 (1)	500
数量 (2)	KG
課税標準数量	
原産地*	MY
	-
	MALAYSIA
	1DE4

オーストラリアのCPTPP税率(国別)が適用され関税FREEとなる。

「原産地\*」欄に貿易統計の原産地コード「MY」、原産地証明書識別欄にはオーストラリアのCPTPP税率差用コード「1D○○」を入力する。

※ 国別譲許が無い(税率差が無い)CPTPP加盟国の原産地証明書識別を使用する場合は「TP○○」を使用する。入力例では、当該品目に税率差があるのはオーストラリア、カナダ、チリ、ベトナムであり、その他の国の場合「TP○○」となる。

※ 入力例中の品番、税率等は仮のものである。

## 2. 輸入申告時の入力 ((3) 通常のCPTPP税率と国別のCPTPP税率を1申告で実施する場合)

通常のCPTPP税率と国別のCPTPP税率を1申告で実施する場合は2欄にわけて登録する。

### 【入力例】

〈事項登録結果〉

IDA 輸入申告入力控	
<01 欄> 統合先欄	
品名	ESTERIFIED STARCH, STARCH DERIVATIVES
税表番号	3505. 10-1
申告価格 (CIF)	¥1,000,000
関税率	M 6.8%
関税額	¥68,000
<02 欄> 統合先欄	
品名	ESTERIFIED STARCH, STARCH DERIVATIVES
税表番号	3505. 10-1
申告価格 (CIF)	¥1,000,000
関税率	M FREE
関税額	¥0

同一の品目番号

異なる原産地証明書識別を入力する

品目番号及び原産地証明書識別の組合せにより、それぞれの関税率を取得する

品目番号 3505. 10-100 3 値格再確認   
数量 (1) 500 KG  
数量 (2)  
課税標準数量

原産地 \* MY - MALAYSIA - TPE4

品目番号 3505. 10-100 3 値格再確認   
数量 (1) 200 KG  
数量 (2)  
課税標準数量

貿易統計の原産地コード

原産地 \* MY - MALAYSIA - 1DE4

※ 入力例中の品番、税率等は仮のものである。

## 2. 輸入申告時の入力 ((4) CPTPPの全ての締約国向け関割税率を適用する場合 (TWQ関割税率))

TWQ関割税率を適用する場合は、「原産地\*」及び「原産地証明書識別」に以下のとおり入力する。

原産地\* : 貿易統計の原産地コード

原産地証明書識別 : CPTPP用コード「TP」+○○

### 【入力例】

オーストラリア原産となるフレッシュチーズ (0406項 : TWQ関割税率FREE) を申告する場合。

※ 入力例の品目番号 (0406.10-090) のTWQ関割税率はFREEとなっている。

### 〈事項登録結果〉

IDA 輸入申告入力控	
<01 欄>	統合先欄
品名	FRESH CHEESE & CURD, N.E.S.
税表番号	0406.10
申告価格 (CIF)	¥1,000,000
関税率	M FREE
関税額	¥0
品目番号	040610090
数量 (1)	50
数量 (2)	KG
課税標準数量	
原産地*	AU
	AUSTRALIA
	TPE1

**TWQ関割税率が適用され関税FREEとなる。**

**「原産地\*」欄に貿易統計の原産地コード「AU」  
原産地証明書識別欄には「TP○○」を入力する。**

※ 関割税率を適用する場合は以下のとおりとなる。

税率がMFN税率で譲許されている場合 : 適用すべき税率に対応する原産地証明書識別 (W K O Rなど) を使用する。

ただし、**数量ベースSSG発動対象品目**では例外が存在 (スライド10参照)。

税率に別途譲許がある場合 : オベリスク税番による整理となる。

※ 入力例中の品番、税率等は仮のものである。

## 2. 輸入申告時の入力 ((5) 国別に譲許されている関割税率を適用する場合 (C S Q関割税率))

C S Q関割税率を適用する場合は、「原産地\*」及び「原産地証明書識別」に以下のように入力する。

原産地\* : 貿易統計の原産地コード

原産地証明書識別 : C P T P P 税率差用コード「1 A」「1 B」など+○○

### 【入力例】

カナダのC S Q関割税率を適用する小麦 (1001項 : C S Q関割税率 F R E E) を申告する場合。

※ C P T P P における関税率 1001.11-010 関割枠内 : F R E E

※ 入力例の品目番号とカナダのC P T P P 税率差用コード「1 C」が、申告可能な組み合わせとしてシステムに登録されている。

### ＜事項登録結果＞

IDA 輸入申告入力控	
<01 欄>	統合先欄 <input type="checkbox"/>
品名	DURUM WHEAT, (F/SOWING), (LAW OF STABILIZA
税表番号	1001.11
申告価格 (C I F)	¥15,000,000
関税率	M <input type="text" value="FREE"/> <input type="checkbox"/>
関税額	¥0
品目番号	100111010 <input type="checkbox" value="6"/>
数量 (1)	1,000 <input type="checkbox" value="MT"/>
数量 (2)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
課税標準数量	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
原産地*	CA <input type="checkbox"/> CANADA <input type="checkbox"/> 10E1 <input type="checkbox"/>

C S Q関割税率が適用され関税 F R E E となる。

「原産地\*」欄に貿易統計の原産地コード「CA」原産地証明書識別欄にはカナダのC P T P P 税率差用コード「1 C○○」を入力する。

※ 関割枠外の税率を適用する場合は以下のとおりとなる。

枠外税率がM F N税率で譲許されている場合 : 適用すべき税率に対応する原産地証明書識別 (W K O Rなど) を使用する。  
ただし、**数量ベース S S G 発動対象品目**では例外が存在 (スライド10参照)。

枠外税率に別途譲許がある場合 : オベリスク税番による整理となる。

※ 入力例中の品番、税率等は仮のものである。

## 2. 輸入申告時の入力 ((6) SG発動時の入力方法 (SG税率を適用する場合))

SG税率 (SG税率がM F N税率と同率の場合はM F N税率) を適用したい場合は、「原産地\*」及び「原産地証明書識別」に以下のように入力する。

原産地\* : C P T P P 加盟のSG発動国の原産国コード

原産地証明書識別 : 「原産地\*」で入力した国 C P T P P 税率差用コード「1\*」+○○

※シンガポールの場合はSG用のコード「1S」+○○

※英国の場合はSG用のコード「1U」+○○

### 【入力例】

カナダ原産の豚肉調整品 (0210項) をC P T P P に基づく豚肉調製品 (カナダを原産地とするもの) についての農産品セーフガード発動中に、C P T P P 税率で申告する場合。

※入力例の品目番号 (0210.11-020) のSG発動後の税率は5.1%となっている。

### <事項登録結果>

I D A 輸入申告入力控	
<01 欄> 統合先欄 <input type="checkbox"/>	
品名	HAM, SHOULDER (W/BONE IN) OF PIGS, DRIED, ETC
税表番号	0210.11-[2]
申告価格 (C I F)	¥1,000,000
関税率	<input type="radio"/> M <input checked="" type="radio"/> 5.1% <input type="radio"/> 0.0%
関税額	¥51,000
品目番号	021011893 <input type="checkbox"/> 0
数量 (1)	500 <input type="checkbox"/> CM
数量 (2)	40 <input type="checkbox"/> SM
課税標準数量	
原産地*	CA - CANADA - 1CE4

カナダのSG税率が適用され関税率5.1%となる。

「原産地\*」欄に貿易統計の原産地コード「CA」、原産地証明書識別欄に「1C○○」を入力する。

※ 入力例中の品番、税率等は仮のものである。

## 2. 輸入申告時の入力 ((7) - 1 CPTPPにおいてMFN税率で譲許がなされている細分を申告する場合)

CPTPPは既存協定とは異なり、非譲許が存在しない一方で、MFN税率で譲許がなされている細分が存在する。当該細分を申告をする際の原産地証明書識別の使い分けは、**CPTPPの原産品申告書の有無**を基準に行う。以下に代表的なものを例示する。

### 【入力例】

- MFN税率で譲許がされているもので、原産品申告書の提出がないもの  
→ 「WKOR」等 を入力する。CPTPP（税率差）用のコードは使用しない。
  
- 暫定措置法第7条の3（数量ベースSSG）発動対象かつTWQ・CSQ関割の枠外がMFN税率で譲許されているもの  
<数量ベースSSG発動前>
  - ・ CPTPPの原産品申告書がないもの  
→ 「WKOR」等 + オベリスク（通常時）を入力する。  
※ SSG発動前のMFN税率が取得される。協定対象外輸入数量に算入する。
  
  - ・ CPTPPの原産品申告書があるもの  
→ 「TP○4」等 + オベリスク（通常時）を入力する。  
※ SSG発動前のMFN税率が取得される。CPTPP原産品として協定対象外輸入数量から控除する。  
※ スライド10参照。
  
- <数量ベースSSG発動後>
  - ・ CPTPPの原産品申告書がないもの  
→ 「WKOR」等 + オベリスク（暫定措置法7条の3発動時）を入力する。  
※ SSG発動後のMFN税率が取得される。
  
  - ・ CPTPPの原産品申告書があるもの  
→ 「TP○4」等 + オベリスク（暫定措置法7条の3発動時）を入力する。  
※ SSG発動前のMFN税率が取得される。  
※ スライド10,11参照。

## 2. 輸入申告時の入力 ((7) – 2 CPTPPにおいてMFN税率で譲許がなされている細分を申告する場合)

CPTPP原産品については、特別緊急関税（数量ベース及び価格ベースSSG）、牛肉・豚肉に係る関税の緊急措置の発動対象から除外されている。発動対象となる品目を申告する場合は、CPTPPの原産品申告書を提出し、以下のように入力を行う。

### 【入力例】

※ 数量ベースSSG発動対象かつTWQ関割の枠外がMFN税率で譲許されているミルク及びクリーム (0402.91-129+) をCPTPP原産品（オーストラリア）として、SSG発動前後に申告する場合。

※ オベリスク例： 040291129 + 040291129 4 その他のもの（通常時）

040291001 2 その他のもの（暫定法第7条の3発動時）

＜事項登録結果＞SSG発動時に、SSG発動前のMFN税率を取得する。

IDA 輸入申告入力控		CPTPP税率として、SSG発動前のWTO協定税率を取得しているため、「M：マルチEPA税率」となる。	
<01 欄> 統合先欄		品目番号 040291001 2 価格再確認 <input type="checkbox"/>	
品名	MILK & CREAM	数量 (1)	数量 (2)
税表番号	0402.91-1-(2)	課税標準数量	暫定法第7条の3（数量ベースSSG）発動前のMFN税率が適用され関税25.5% + 509円/kgとなる。
申告価格 (CIF)	¥1,000,000	原産地 *	AU - AUSTRALIA TPE4
関税率	M 25.5%+¥509/KG		
関税額	¥764,000		

＜参考＞通常時であってもCPTPP原産品として申告することで、数量ベースSSGの「協定対象外輸入数量」から申告数量を控除できる。

IDA 輸入申告入力控		通常時のWTO協定税率を取得しているため、「G：WTO協定税率」となる。	
<01 欄> 統合先欄		品目番号 040291129 4 価格再確認 <input type="checkbox"/>	
品名	MILK & CREAM, 7.5%<FAT, NO SUGAR, OTHER	数量 (1)	1000 KG
税表番号	0402.91-1-(2)	数量 (2)	数量ベースSSGの協定対象外輸入数量から控除するためには、CPTPPの原産品申告書の確認が必要となる。
申告価格 (CIF)	¥1,000,000	課税標準数量	原産地証明書識別欄には「TP○4」を入力する。
関税率	G 25.5%+¥509/KG	原産地 *	AU - AUSTRALIA TPE4
関税額	¥764,000		

※入力例中の品番、税率等は仮のものである。

## 2. 輸入申告時の入力 ((7) – 3 CPTPPにおいてMFN税率で譲許がなされている細分を申告する場合)

数量ベースSSG発動対象、TWQ・CSQ関割の枠外がMFN税率で譲許されたもので、取得すべき税率が申告価格により異なる(WTO協定税率 or 暫定税率) 品目をSSG発動時に申告する場合は、専用オベリスクを使用し、以下のように入力を行う。

### 【入力例】

※ 数量ベースSSG発動対象かつTWQ関割の枠外がMFN税率で譲許されているバターミルク

(0403.90-113 †) をCPTPP原産品(オーストラリア)として、SSG発動時に申告する場合。

※ オベリスク例 :

040390113	†	040390001	1	その他のもの(暫定法第7条の3発動時)
		040390889	0	CPTPPに基づく原産品申告書があるもので、 <b>暫定税率</b> を適用するもの(暫定法第7条の3発動時)
		040390888	6	CPTPPに基づく原産品申告書があるもので、 <b>WTO協定税率</b> を適用するもの(暫定法第7条の3発動時)

<事項登録結果> 暫定税率で申告する場合。

I DA 輸入申告入力控

<01 欄> 統合先欄		<input type="checkbox"/>
品名	BUTTERMILK	
税表番号	0403.90-1-(1)-[1]	
申告価格 (CIF)	¥1,000,000	
関税率	M	36%+¥200/KG
関税額	¥420,000	

CPTPP税率として、SSG発動前の暫定税率を取得しているため、「M：マルチEPA税率」となる。

暫定法第7条の3(数量ベースSSG)発動前のMFN税率が適用され関税36%+200円/kgとなる。

品目番号	040390889	0	価格再確認 <input type="checkbox"/>
数量(1)	300		KG
数量(2)			
課税標準数量			
原産地*	AU	-	AUSTRALIA
	TPE4		

暫定法第7条の3発動対象外と判断するためには、CPTPPの原産品申告書の確認が必要となる。原産地証明書識別欄には「TP○4」を入力する。

<事項登録結果> WTO協定税率で申告する場合。

I DA 輸入申告入力控

<01 欄> 統合先欄		<input type="checkbox"/>
品名	BUTTERMILK POWDER, FAT=<1.5%, (LAW), N. E. S.	
税表番号	0403.90-1-(1)-[1]	
申告価格 (CIF)	¥1,000,000	
関税率	M	29.8%+¥396/KG
関税額	¥456,400	

CPTPP税率として、SSG発動前のWTO協定税率を取得しているため、「M：マルチEPA税率」となる。

暫定法第7条の3(数量ベースSSG)発動前のMFN税率が適用され関税29.8%+396円/kgとなる。

品目番号	040390888	6	価格再確認 <input type="checkbox"/>
数量(1)	400		KG
数量(2)			
課税標準数量			
原産地*	AU	-	AUSTRALIA
	TPE4		

数量ベースSSGの協定対象外輸入数量から控除するためには、CPTPPの原産品申告書の確認が必要となる。原産地証明書識別欄には「TP○4」を入力する。

※入力例中の品番、税率等は仮のものである。